

第82回

定時株主総会招集ご通知

開催情報

日時：2023年6月29日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所：東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）

目次

第82回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役10名選任の件	
第2号議案 大規模買付ルールの継続の件	
事業報告	30
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
連結計算書類	52
計算書類	55
監査報告書	58

※株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 6771
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

株 主 各 位

東京都大田区池上五丁目6番16号
池上通信機株式會社
代表取締役社長 清 森 洋 祐

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第82回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ikegami.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイト
にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
にアクセスして、銘柄名(池上通信機)または証券コード「6771」を入力・検索し、
「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」をご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い
申し上げます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- (1) 第82期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第82期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役10名選任の件
第2号議案 大規模買付ルールの継続の件

以上

◆株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、当社は、本年の株主総会について、株主様の混乱を避けるため、従来どおり株主総会資料を書面でお届けいたしました。

なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。これらの事項は、「第82回定時株主総会招集ご通知【電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項】」に掲載しております。

- ① 事業報告 : 会計監査人に関する事項、会社の体制及び方針
- ② 連結計算書類 : 連結注記表
- ③ 計算書類 : 個別注記表

次回以降につきましては、開催案内等法令に定める事項を除き書面による提供を取りやめることもございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

次回以後の株主総会についても書面による株主総会資料の提供を希望される株主様で、書面交付請求のお手続きをお済ませでない株主様は、次回の議決権基準日（2024年3月31日）までに当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）またはお取引の証券会社等で書面交付請求のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。

◆電子提供措置事項の修正について

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

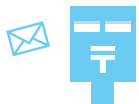
◇議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使できます。



株主総会への出席

- 1.お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 2.代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- 3.株主様ではないご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は総会会場にご入場できませんので、ご注意ください。



郵送による議決権行使

- 1.同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2023年6月28日（水曜日）午後5時40分までに**到着するようご返送ください。
- 2.書面による議決権行使書における各議案に賛否の記載が無い場合の取扱いについては「賛」の表示があったものとして取扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット）による議決権行使

- 1.インターネットにより議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、**2023年6月28日（水曜日）午後5時40分までに**議決権を行使ください。

詳細につきましては、後記4頁から5頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧くださいませようお願い申し上げます。

- 2.インターネットと議決権行使書双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 3.インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、**2023年6月28日（水曜日）の午後5時40分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコード
でのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行
ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議
決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を
有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は以下のとおりです。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	再任 きよもり よう すけ 清 森 洋 祐	代表取締役社長
2	再任 あおき たか あき 青 木 隆 明	常務取締役 社長補佐 コーポレート部門統括、DX推進、ESG経営推進担当 常務執行役員 経営管理本部長
3	再任 こじま むつみ 小 島 睦	常務取締役 社長補佐 技術、知的財産、生産、調達、システムセンター担当
4	再任 たむら きみ ひろ 田 村 公 広	取締役 社長室、海外事業統括担当 上席執行役員 経営管理本部長補佐
5	再任 しのだ ひろ し 篠 田 広 司	取締役 営業、CS推進担当 上席執行役員 営業・マーケティング本部長
6	再任 きただ はつ お 北 田 初 夫	取締役 産業システム事業推進、プロダクトセンター担当 上席執行役員
7	再任 社外 独立 ながい けん じ 永 井 研 二	社外取締役
8	再任 社外 独立 すすきだ けん じ 薄 田 賢 二	社外取締役
9	再任 社外 独立 やすだ あき よ 安 田 明 代	社外取締役
10	再任 社外 独立 あきつ かつ ひこ 秋 津 勝 彦	社外取締役

- (注) 1.当社は、社外取締役・社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役・社外監査役との間で、損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めており、永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏と責任限定契約を締結しています。
- 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏が再任された場合、当社は各氏との間で上記契約を継続する予定です。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が取締役就任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1 きよもり ようすけ 清森 洋祐 (1952年7月14日生)

再 任

略歴、地位、担当

1976年 4月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	2010年 5月	専務取締役就任
2008年 6月	当社入社	2010年 5月	全社経営統括兼営業・マーケティング担当
2008年 6月	取締役就任	2011年 6月	取締役副社長就任
2008年10月	経営戦略統括部・GF事業推進担当	2011年 6月	社長補佐、経営執行統括、グループ会社経営統括、営業担当
2009年 6月	常務取締役就任	2012年10月	代表取締役社長現在に至る
2009年 6月	営業・マーケティング、経営戦略担当		



所有する当社の株式の数
17,900株

取締役在任年数
15年

取締役会出席状況
15/15回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

清森洋祐氏は、2012年10月に当社代表取締役社長に就任以来、構造改革の断行により、安定的に利益を創出できる企業体質への転換を果たし、更なる当社の成長・発展と、社会に貢献する真の企業価値創造へ向けて強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の成長・発展を実現し、更なる企業価値向上を目指すにあたり、経営者としての知見と強いリーダーシップが当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

清森洋祐氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2 あおき たかあき 青木 隆明 (1961年12月1日生)

再任

略歴、地位、担当

1984年4月	当社入社	2017年6月	総務、法務、人事勤労、人材開発、社長室、営業、コンプライアンス・リスク内部統制担当、上席執行役員経営管理本部長
2005年4月	放送通信事業本部放送システム営業第二部門長	2018年4月	総務、法務、人事、人材開発、社長室、営業担当、上席執行役員経営管理本部長
2008年4月	経営戦略統括部経営戦略部長	2020年6月	常務取締役就任現在に至る
2011年6月	経営統括部長	2021年4月	社長補佐、コーポレート部門統括担当、常務執行役員経営管理本部長
2012年4月	経営管理本部長	2021年6月	社長補佐、コーポレート部門統括、働き方改革、DX、SDGs推進担当
2013年4月	執行役員経営管理本部長	2022年4月	常務執行役員 経営管理本部長
2014年6月	取締役就任	2022年6月	社長補佐、コーポレート部門統括、DX推進、ESG経営推進担当
2014年6月	経営戦略、人材開発、人事勤労、総務、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長		常務執行役員 経営管理本部長
2015年4月	経営戦略、IR・広報、秘書、人材開発、人事勤労、総務、法務、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長兼社長室長		社長補佐、コーポレート部門統括、DX推進、SDGs推進担当
2016年4月	コーポレート、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長兼社長室長		常務執行役員 経営管理本部長
2016年6月	コーポレート、コンプライアンス・リスク内部統制、経理、営業担当、上席執行役員経営管理本部長兼社長室長		社長補佐、コーポレート部門統括、DX推進、SDGs推進担当
2017年4月	総務、法務、人事勤労、人材開発、経理、情報システム、社長室、営業、コンプライアンス・リスク内部統制担当、上席執行役員経営管理本部長		常務執行役員 経営管理本部長
			現在に至る



所有する当社の株式の数
13,000株

取締役在任年数
9年

取締役会出席状況
15/15回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

青木隆明氏は、長年にわたり営業業務および経営管理業務に従事し、そこで得た豊富な経験と知見を活かし、2014年6月に取締役就任以後も、働き方改革の他、DXの推進、持続可能な企業価値向上を目指したESG経営の推進など、当社のコーポレート機能強化を指揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と、持続可能な企業価値向上を目指すにあたり、その豊富な経験と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

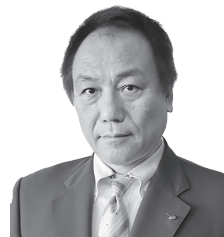
青木隆明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3 こじま むつみ 小島 睦 (1959年7月22日生)

再 任

略歴、地位、担当

1983年4月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	2020年6月	常務取締役就任現在に至る
2016年4月	当社入社 生産調達統括本部付 主席技監		社長補佐、技術、生産、調達部門統括担当、常務執行役員システムセンター長
2017年4月	執行役員生産調達統括本部システムセンター長	2021年4月	社長補佐、技術、生産、調達、関係会社担当、常務執行役員システムセンター長
2017年4月	執行役員生産調達統括本部システムセンター長	2022年4月	社長補佐、技術、知的財産、生産、調達担当、常務執行役員システムセンター長
2018年4月	執行役員システムセンター長		
2018年6月	取締役就任		
2018年6月	生産、調達担当、上席執行役員システムセンター長	2023年4月	社長補佐、技術、知的財産、生産、調達、システムセンター担当現在に至る
2019年4月	製品開発、生産、調達担当、上席執行役員システムセンター長		



所有する当社の株式の数
5,400株

取締役在任年数
5年

取締役会出席状況
15/15回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

小島睦氏は、長年にわたり、(株)東芝において技術・製品開発業務に従事するとともに、東芝放送ネットワークエンジニアリング(株)代表取締役社長を歴任されるなど、幅広い技術の知見と、経営に関する経験を有しており、2018年6月に当社取締役就任以後も、技術、知的財産、生産、調達の責任者として、当社の技術力強化、生産効率改善等を指揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と、企業価値向上を図るために欠かせない技術力強化を目指すにあたり、その幅広い技術の知見と経営者としての経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

小島睦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4 田村 公広 (1962年8月1日生)

再任

略歴、地位、担当

1985年4月	当社入社	2021年4月	経営戦略、広報・IR、秘書担当、 上席執行役員 社長室長兼経営 管理本部長補佐
2001年4月	国内事業本部札幌営業所長	2023年4月	社長室、海外事業統括担当、上 席執行役員 経営管理本部長補 佐現在に至る
2010年4月	営業本部企画部長		
2012年4月	営業本部副本部長		
2014年4月	海外事業本部副本部長		
2016年4月	社長室副室長		
2017年4月	執行役員社長室長		
2020年6月	取締役就任現在に至る 経営戦略、広報・IR、秘書担当、 上席執行役員社長室長兼経営管 理本部副本部長、		



所有する当社の株式の数
5,700株

取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
15/15回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

田村公広氏は、当社に入社以来、国内および海外営業業務を長年にわたり担当し、2020年6月に当社取締役就任以後も、上席執行役員として、当社の事業戦略立案、推進を指揮するとともに、特に海外市場での各事業の成長・発展に尽力し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と、企業価値向上を目指すにあたり、これまで培われた国内外の市場に精通した経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

田村公広氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

5 しのだ ひろし 篠田 広司 (1962年5月9日生)

再 任

略歴、地位、担当

1985年 4月	当社入社	2021年 4月	営業、CS推進担当	上席執行役員
2008年 4月	放送通信事業本部放送システム 第一部門長		営業本部長	
2013年 4月	営業本部副本部長	2023年 4月	営業、CS推進担当	上席執行役員
2016年 4月	執行役員営業本部長		営業・マーケティング本部 長現在に至る	
2020年 6月	取締役就任現在に至る 営業担当、上席執行役員営業本 部長			

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

篠田広司氏は、当社に入社以来、長年にわたり営業業務を担当し、2020年6月に当社取締役就任以後も、上席執行役員営業・マーケティング本部長として、当社が展開する各事業の販売強化、促進と、市場の潜在ニーズの深耕を指揮しています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と企業価値向上を目指すにあたり、これまで競合他社との市場競争の最前線で培われた豊富な経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

篠田広司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
6,100株

取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
15/15回

6 きただ はつお 北田 初夫 (1964年1月22日生)

再 任

略歴、地位、担当

1987年4月	当社入社	2021年6月	取締役就任現在に至る
2010年4月	生産統括本部宇都宮事業所機構技術部長		産業システム事業推進担当 上席執行役員 プロダクトセンター長
2012年4月	生産統括本部宇都宮プロダクトセンター宇都宮管理部長	2023年4月	産業システム事業推進、プロダクトセンター担当 上席執行役員現在に至る
2015年4月	調達センター長付主幹		
2016年4月	調達センター副センター長		
2017年4月	執行役員プロダクトセンター長		



所有する当社の株式の数
4,690株

取締役在任年数
2年

取締役会出席状況
15/15回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

北田初夫氏は、当社に入社以来、長年にわたり機構技術者として製品設計・開発に携わり、2021年6月に当社取締役就任後も、上席執行役員として、放送システム事業はもちろん、産業システム事業推進担当として、双方に係る製品設計・製造・生産を指揮しております。

このことから、当社の一層の経営基盤の強化と技術力・製品力強化による企業価値向上を目指すにあたり、これまで製品設計・開発で培われた幅広い技術に関する経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

北田初夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

7 ながい けんじ 永井 研二 (1948年8月24日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1973年 4月	日本放送協会入局	2012年 6月	(株)NHKアイテック代表取締役社長
2001年 6月	技術局送信技術センター長	2015年 7月	(株)イマジカ・ロボットホールディングス〔現(株)IMAGICA GROUP〕特別顧問現在に至る
2003年 6月	技術局計画部長	2015年 7月	日本電気(株)顧問
2005年 4月	技術局長	2018年 6月	当社社外取締役就任現在に至る
2006年 6月	(株)放送衛星システム代表取締役社長		
2008年 2月	日本放送協会理事		
2009年10月	専務理事・技師長		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

永井研二氏は、日本放送協会入局後、放送に関わる技術職に長年携わり、専務理事技師長を歴任し、2018年6月に当社社外取締役就任以後、放送技術に関する高度な知見と、経営者としての豊富な経験を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、経営者としての豊富な経験に基づくコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め経営全般に対する提言に加え、放送関連技術に関する幅広い知見を活かし技術力強化の取り組みへの助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

永井研二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
5年

取締役会出席状況
15/15回

8 すすきだ けんじ
薄田 賢二 (1955年1月10日生)

再任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1977年4月	(株)不二越入社	2014年2月	同社常務取締役 経営企画部長
2000年3月	同社東日本支社 業務部長	2017年2月	同社代表取締役社長
2005年7月	同社経営企画部長	2019年2月	同社特別顧問
2010年2月	同社取締役 経営企画部長	2019年6月	当社社外取締役就任現在に至る

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

薄田賢二氏は、(株)不二越に入社後、長年にわたり経営企画に携わり、同社の代表取締役社長を歴任し、2019年6月に当社社外取締役就任以後、経営者としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、機械メーカーの経営者としての豊富な経験をもとに、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社のさらなる企業価値向上に資する発言や、経営企画に関する幅広い知見を活かした当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

薄田賢二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
15/15回

9 やすだ あきよ 安田 明代 (1975年12月10日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

2004年10月	弁護士登録 (第一東京弁護士会) 光和総合法律事務所入所	2019年 2月	寺本法律会計事務所入所 (パートナー) 現在に至る
2016年 6月	シナネンホールディングス(株)補欠 取締役 (監査等委員) 現在に至る	2019年 6月 2023年 3月	当社社外取締役就任現在に至る 中野冷機(株) 社外監査役就任 現在に至る
2017年 7月	新樹法律事務所入所 (パートナー)		
2018年10月	民事調停官 (非常勤裁判官)		

◇重要な兼職の状況

寺本法律会計事務所弁護士 (パートナー)
中野冷機(株) 社外監査役

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

安田明代氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士を現任されており、2019年6月に当社社外取締役就任以後、法曹としての知識と経験を活かし、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの視点も含め、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、弁護士としての豊富な経験と専門的見地より、特にコンプライアンス遵守やコーポレート・ガバナンスの強化を中心に、当社の企業価値向上へ向けた経営課題についての指摘や助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

安田明代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
4年

取締役会出席状況
15/15回

10 あきつ かつひこ
秋津 勝彦 (1956年6月5日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1979年 4 月	日本電気(株) 入社	2004年 4 月	同社社会インフラソリューション 企画本部長
1997年 7 月	同社企画部 調査担当部長	2012年 4 月	日本アビオニクス(株) 顧問
2002年 7 月	同社経営企画部 グループマネージャー	2012年 6 月	同社代表取締役執行役員社長
2003年 7 月	同社社会インフラ企画本部 統括マネージャー	2019年 6 月	同社取締役 特別顧問
		2020年 6 月	当社社外取締役就任現在に至る



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
15/15回

◇重要な兼職の状況
重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

秋津勝彦氏は、日本電気(株)に入社後、長年にわたり事業、経営の企画業務に携わり、その後、日本アビオニクス(株)の代表取締役執行役員社長を歴任し、2020年6月に当社社外取締役就任以後、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社のさらなる企業価値向上に資する発言や、経営企画に関する幅広い知見を活かした当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等
秋津勝彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

《ご参考1》取締役および監査役のスキル・専門的知見

本定時株主総会において、第1号議案が承認・可決された場合の各取締役、各監査役の代表的なスキル・専門的知見は以下のとおりであります。

氏名		役職	在任年数	企業経営 経営戦略	マーケティング 業界経験	海外 事業	法務 コンプライ アンス	研究開発 製造	人材開発 人事・労務	財務・ 会計
取締役	清森 洋祐	代表取締役社長	15年	◆	◆		◆			◆
	青木 隆明	常務取締役	9年	◆			◆		◆	◆
	小島 睦	常務取締役	5年	◆				◆		◆
	田村 公広	取締役	3年	◆		◆	◆			◆
	篠田 広司	取締役	3年	◆	◆	◆				
	北田 初夫	取締役	2年	◆				◆		◆
	永井 研二	社外取締役	5年	◆		◆		◆		
	薄田 賢二	社外取締役	4年	◆	◆		◆		◆	
	安田 明代	社外取締役	4年				◆		◆	
	秋津 勝彦	社外取締役	3年	◆	◆		◆		◆	
監査役	小原 信恒	常勤監査役	3年			◆	◆			◆
	渡辺 敏治	社外監査役	7年	◆	◆		◆			
	川口 潮	社外監査役	2年			◆	◆		◆	

各人が有するスキル等のうち主なもの最大4つに◆印をつけています。

《ご参考2》社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員という）または社外役員候補者の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

1. 当社および当社の子会社（以下、当社グループという）の業務執行者*¹または就任前10年間ににおいて当社グループの業務執行者であった者
* 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
2. 当社グループの主要な取引先*²または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者
* 2 主要な取引先とは、①当社グループとの取引において、事業年度における取引高が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える取引先②当社グループが借入を行っている金融機関グループ（シンジケート含む）であって、事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。
3. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
4. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している会社の業務執行者
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額*³の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
* 3 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
7. 当社グループから多額*⁴の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の業務執行者
* 4 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わず）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
9. 現在および過去3年間ににおいて、上記2～8に該当していた者
10. 上記1～9に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

以上

第2号議案 大規模買付ルール継続の件

当社は、2007年6月28日開催の第66回定時株主総会において、企業価値および株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして大規模買付ルール（買収防衛策）の導入をご承認頂き、以後、その基本的考え方を維持して継続して参りました。

現行の大規模買付ルールは、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を慎重に考慮し、2021年6月25日開催の第80回定時株主総会において継続することをご承認いただきましたが、有効期限は、2023年6月29日開催の本定時株主総会終結の時までとなっています。

本議案は、大規模買付ルールの継続についてその重要性に鑑み、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

継続をご承認頂いた大規模買付ルールの有効期間は、本総会における株主の皆様のご承認により効力が発生し、本総会以降2年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。

大規模買付ルールの継続にあたり、記載内容を精査いたしましたが、本ルールの内容に変更はありません。

なお、本ルールの継続につきましては、具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員から賛同を得ています。

大規模買付ルール（買収防衛策）

池上通信機株式会社

2007年5月18日導入
2009年6月26日改正
2011年6月29日改正
2013年6月27日継続
2015年6月26日継続
2017年6月29日継続
2019年6月27日継続
2021年6月25日継続
2023年6月29日継続（予定）

1. 大規模買付ルールの導入とその目的－当社の企業価値または株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これとともに、特に大規模買付者のみが他の株主様の損害の上で利益を得る懸念がある大規模買付行為、大規模買付後の経営の提案が適切でないと判断される大規模買付行為、株主様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまう懸念がある大規模買付行為等に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集と情報開示を行い、当社としての見解を表明した上で、各株主様の判断に付託することが当社の取締役会の務めであると考えています。

また、当該買付行為が株主様に十分な検討機会も与えられないまま企業価値を毀損する行為が行われる等、不測の事態が生じた場合またはその懸念が確たる場合は、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことも、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えています。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主の皆様全体の利益に合致すると考え、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付行為の意義

当社の発行する株券等（※1）を買い付ける者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※2）」）といいます。）の議決権割合（※3）を20%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、または、②当該買付けの結果、大規模買付者グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を行おうとする者（以下①および②の買付行為の一方または双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

なお、大規模買付ルールにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本ルールにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてもこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の条項に読み替えられるものとします。

※2 大規模買付者グループとは、(1) 当社の株券等の保有者（同法第27条の23第1項に規定するものおよび同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびそ

の共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または（2）当社の株券等（この（2）では、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

- ※3 議決権割合とは、（1）大規模買付者グループが、※2（1）の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）を加算するものとします。）または（2）大規模買付者グループが、※2（2）の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（2）大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出して頂きます。意向表明書には、大規模買付者（特定株主グループを構成する場合は当該買付者を含みます。）の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法、提案する大規模買付行為の概要を示して頂きます。

（3）大規模買付者による情報提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主様の判断および取締役会の意思形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供して頂きます。その項目は以下のとおりです（ただし、下記項目に限られるものではありません。）。

- ①大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的および内容
- ③当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④大規模買付行為完了後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策および人事政策等当社企業価値または株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報
- ⑤大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利益を得ることを目的として、資本金、出資金等名目のいかなを問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

大規模買付者から大規模買付情報を提供して頂くため、当社代表取締役は、(2)の意向表明書の受領後10営業日(※)以内に、大規模買付者から当初提出して頂くべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供して頂いた情報を精査した結果、大規模買付情報として不足していると認められる場合には、当社取締役会は十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をして頂くことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、当社株主様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

※ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日(行政機関の休日)以外の日を言います。

(4) 取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間(ただし、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。)(以下、「分析検討期間」といいます。)、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(5) 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者の提案が企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断が困難な場合(大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針および事業計画等(大規模買付者による大規模買付後の経営方針および事業計画等に対する代替案を含みます。))に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値または株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合等)には、具体的な対抗措置を決定した上で、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の可否に関する議案を付議します(ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。)

なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告(後記4.)を最大限尊重して決議を行います。

(6) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後(株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後)にのみ開始することができるものとします。

(7) 大規模買付ルールの特例

当社取締役会は、上記(4)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買取には該当しないと判断した場合は、以後大規模買付ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守されなかった場合には、当社取締役会は当社株主の皆様全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める手段を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、対抗措置として新株予約権を発行する場合、当該新株予約権に取得条項および取得条件を設けることがあります。この場合、大規模買付者が保有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していません。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、たとえ当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主様への説得を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案等に応じるか否かは、当社株主様において、当該買付提案および当社が提案する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断頂くこととなります。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、下記に示すような当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を発動することがあります。

ただし、対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思が無いにも関わらず、ただ株価を上げ高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断された場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループに委譲させるなどの目的があると判断された場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断された場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、不動産、有価証券等の資産を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断された場合

- ⑤反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・グループによる大規模買付行為
- ⑥強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断された場合
- ⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断された場合、または、当該経営方針および事業計画が当社取締役会の経営方針および事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断された場合

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

4. 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので株主意思を確認するのが適当である旨を判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かの勧告を行います（なお、特別委員会にて発動の適否についての判断が困難な場合は、株主意思を確認することが適当である旨の勧告を行います。）。

当社取締役会は、この勧告を株主の皆様の開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2（4）に定める分析検討期間に含まれます。

また、当社取締役会が上記の手續に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても①買付者等が大規模買付行為を中止した場合②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合等は、当社取締役会は特別委員会の勧告に基づき対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとし、当該決議の概要等について速やかに情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家等に与える影響等

大規模買付ルールの目的は、当社株主様が¹大規模買付行為に応じるか否か等を判断するために必要不可欠な情報を提供することにあります。これにより、当社株主様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否か、賛同するか否かについて適切な判断をすることが可能となり、結果、当社株主の皆様全体の利益の保護につながると考えます。従って、大規模買付ルールの設定は、当社株主様が適切な判断を行う前提として適切なものであると確信しています。

また、大規模買付ルールの継続時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんが、株主の皆様との権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家等に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合、当社取締役会は、当社および当社株主の皆様全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。ただし、当該対抗措置の仕組み上、当社株主様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合は、法令ならびに証券取引所規則に従い、適時適切な開示を行って参ります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記「4. 対抗措置を発動する場合の手続き」に記載のとおり、当社取締役会が対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動することが相当でないと判断し、対抗措置の中止または発動の停止を決議した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置発動の停止を実施し当該新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

6. 本大規模買付ルールの発効日および有効期限

大規模買付ルールの有効期間は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認により効力が発生し、本定時株主総会以降2年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。本大規模買付ルールの継続につきましては、2023年6月29日開催予定の当社定時株主総会において議案としてお諮りしたうえで、株主の皆様からのご賛同を頂くことを予定しており、出席株主の皆様のご過半数のご同意を得られなかった場合には、その時点で本対応方針を廃止いたします。

また、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の整備等を踏まえ、当社株主の皆様全体の利益の観点から本対応方針を見直し、場合によっては、取締役会の決議により必要に応じて本対応方針を廃止または変更することがあります。本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止の事実または変更の内容等について、速やかに情報を開示します。

7. 大規模買付ルール of 合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

(2) 株主意思を尊重するものであること

本ルールは、継続に関する定時株主総会における承認議案を通じて、当社株主の皆様のご意思を確認します。また、その有効期間は、2年とし、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上

添付資料 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保および企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上5名以下により構成されます。

- ① 当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役もしくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役もしくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または支配人その他の使用人となつたことがない者
- ② 企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

2. 委員（現任）の略歴

- ① 渡 辺 敏 治 （1950年7月28日生）

（略 歴）

1974年4月 東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社
2006年4月 同社産業システム副社長 兼生産統括責任者
2007年6月 同社執行役常務 産業システム社社長
2008年6月 同社執行役上席常務 社会システム社社長
2010年6月 同社執行役専務 スマートファシリティ事業統括部長
2011年6月 同社取締役 執行役専務
2013年6月 (株)IHI社外監査役
2016年6月 当社社外監査役現在に至る

- ② 川 口 潮 （1954年6月13日生）

（略 歴）

1977年4月 東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社
2009年7月 東芝テック(株)執行役員待遇
2010年6月 同社取締役執行役員
2011年6月 同社取締役常務執行役員
2013年6月 同社顧問
東芝ソリューション(株)社外監査役
2015年6月 東芝ライテック(株)社外監査役
2021年4月 当社社外監査役現在に至る

③ 江 川 功 (1944年7月10日生)

(略 歴)

- 1966年4月 検事任官
- 1979年4月 東京地検特捜部 (財政経済係)
- 1983年3月 内閣審議官
- 1993年4月 東京地検公安部長
- 1995年7月 東京高検刑事部長
- 2002年6月 横浜地検検事正
- 2004年7月 公証人就任 (日本橋公証役場勤務)
- 2016年7月 弁護士登録
(第二東京弁護士会・日本橋江川法律事務所・現職)

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの影響が緩和し、経済活動の正常化が進むなかで、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されましたが、外国為替市場での急激な円安の進行や物価の上昇など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

また、世界経済におきましても、緩やかな持ち直しが続くことに期待されていますが、ウクライナ情勢の長期化による資源を始めとした原材料価格の高騰による世界的なインフレ局面の進行や、サプライチェーンの混乱による部品調達難、中国での新型コロナウイルス感染者数の急増など、景気の下振れリスクが存在する状況で推移しました。

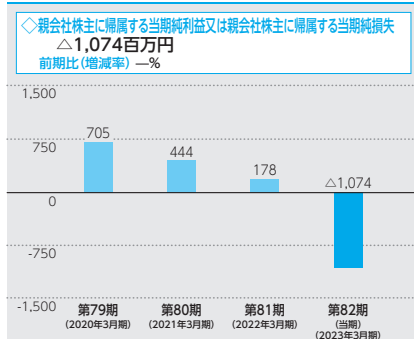
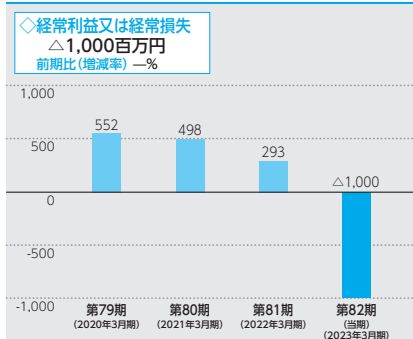
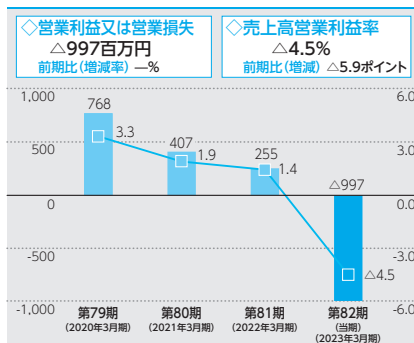
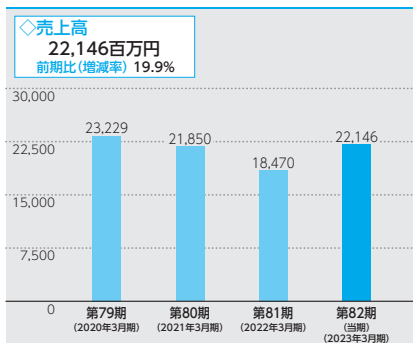
このような状況下において、当連結会計年度における経営成績の概況につきましては、以下のとおりとなりました。

売上高におきましては、新型コロナウイルスの影響が緩和したことから、国内外での需要が回復傾向で推移し受注が好調であったこと、併せてお客様の契約納期を遵守できたことも寄与し、国内では、放送システム事業、産業システム事業ともに前年同期の売上高を上回り、海外におきましても、米国、欧州、アジアの全地域で前年同期の売上高を上回りました。この結果、連結売上高は、前年同期比19.9%増の221億46百万円となりました（前年同期売上高184億70百万円）。

損益面につきましては、販売価格の見直し・改定を進めるなど、サプライチェーンの混乱による影響を最小限に留めるための施策を敢行して参りましたが、部材価格の高騰による急激な売上原価の悪化を吸収できなかったこと、また、4月28日に公表しました「棚卸資産評価損（売上原価）の計上ならびに業績予想の修正および配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、棚卸資産評価損8億27百万円を売上原価に計上したことにより、営業損益は前年同期と比べ12億52百万円減少し、営業損失9億97百万円（前年同期営業利益2億55百万円）となりました。

経常損益につきましては、経常損失10億円（前年同期経常利益2億93百万円）となりました。最終損益につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失10億74百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益1億78百万円）となりました。

業績推移



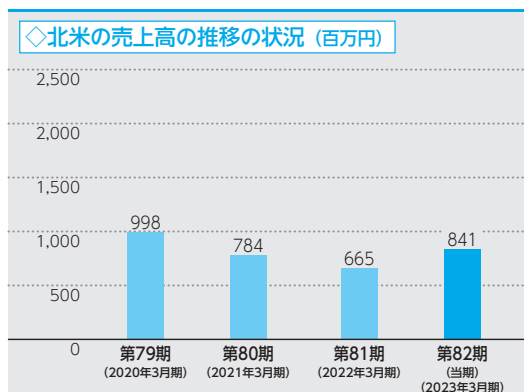
・所在地別セグメントの状況

【日本】

国内販売につきましては、大型中継車やSNG中継車など、中継車システムの販売が大きく伸長し、ヘリコプターテレビシステムなど、無線伝送システムの販売も堅調に推移したこともあり放送システム事業の売上高は前年同期を上回りました。産業システム事業におきましても、メディカル事業では前年同期の売上を下回りましたが、セキュリティ事業では、CCTVカメラおよびシステムの販売が堅調に推移し、検査装置事業でも医薬市場向け検査装置のほか、産業市場向け検査装置の売上が増加するなど、前年同期の売上高を上回る結果となりました。

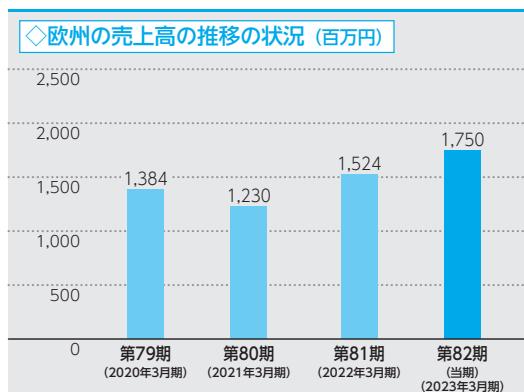
【北米】

医療用カメラの販売は前年同期を下回りましたが、放送用カメラシステムの販売が前年同期を上回り、セキュリティカメラの販売も前年同期並みに推移したことから、売上高は前年同期を上回る8億41百万円（前年同期売上高6億65百万円）となりました。



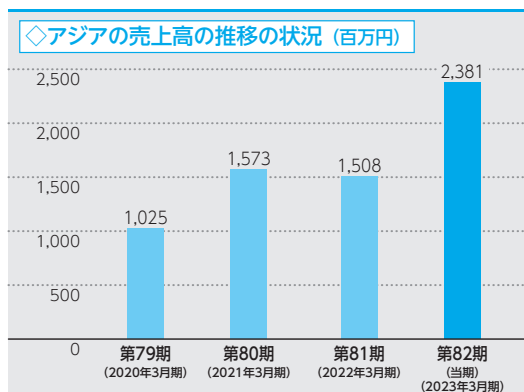
【欧州】

放送用カメラシステム、医療用カメラ、モニターの販売が堅調に推移したことから、売上高は前年同期を上回る17億50百万円（前年同期売上高15億24百万円）となりました。



【アジア】

中国市場における医療用カメラの販売が大幅に増加し、また、韓国、東南アジア地域においても、放送用カメラの販売が増加するなど、売上高は前年同期を大きく上回る23億81百万円（前年同期売上高15億8百万円）となりました。



(2) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第 79 期 (2020年3月期)	第 80 期 (2021年3月期)	第 81 期 (2022年3月期)	第 82 期(当期) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)		23,229	21,850	18,470	22,146
営業利益又は 営業損失 (△) (百万円)		768	407	255	△ 997
売上高営業利益率 (%)		3.3	1.9	1.4	△ 4.5
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)		552	498	293	△ 1,000
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)		705	444	178	△ 1,074
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)		112.20	69.56	27.98	△ 167.96
総 資 産 (百万円)		26,130	25,024	27,404	28,961
純 資 産 (百万円)		13,081	13,488	13,710	12,710
自 己 資 本 比 率 (%)		50.1	53.9	50.0	43.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		982	1,162	△ 1,620	△ 1,187
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△	211	△ 728	△ 985	△ 335
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△	536	△ 708	2,059	272
現金及び現金 同等物の期末残高 (百万円)		6,365	6,133	5,662	4,483

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第81期の期首から適用しており、第81期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 79 期 (2020年 3 月期)	第 80 期 (2021年 3 月期)	第 81 期 (2022年 3 月期)	第 82 期(当期) (2023年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	21,531	20,188	16,846	20,263
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	676	322	75	△ 1,043
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	524	415	153	△ 957
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	713	393	106	△ 1,008
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	113.50	61.64	16.66	△ 157.61
総 資 産 (百万円)	25,861	24,611	26,825	28,419
純 資 産 (百万円)	12,959	13,197	13,217	12,140

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第81期の期首から適用しており、第81期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

(3) 資本政策

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要な責務であるという認識のもと、収益の状況や経営環境に対応した安定配当の継続を基本とし、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案し、配当を行うことを基本としています。

当社グループの今期の業績は、新型コロナウイルスの影響の緩和により、国内外での需要が回復傾向で推移し、あわせてお客様ご要求の納期を維持することができたことから、売上高につきましては、前年同期を上回りました。

一方、損益面につきましては、取引価格の見直し・改定を進めるなど、サプライチェーンの混乱による影響を最小限に留めるための施策を敢行して参りましたが、部材価格の高騰による急激な売上原価の悪化を吸収できなかったこと、また、半導体等部材の入手難が継続する状況下において、お客様の契約納期遵守のため、部材調達にあたり流通市場にて通常仕入れ価格より高額で調達した一定数の部材について、直近におけるそれら部材の評価額が2023年3月末の帳簿価額を下回ったことから、主に再調達原価まで切り下げる方法により会計処理を行い、8億27百万円を棚卸評価損として売上原価に計上したこともあり、前年度比で減益という結果となりました。

このような状況を踏まえ、誠に遺憾ながら当初の1株当たり15円の配当予想に対し5円減配し、期末配当として10円の配当を実施することといたしました。

◇利益還元の様子の推移

区 分	第 79 期 (2020年 3 月期)	第 80 期 (2021年 3 月期)	第 81 期 (2022年 3 月期)	第 82 期(当期) (2023年 3 月期)
1 株当たり年間配当額 (円)	30	15	10	10
年 間 配 当 額 (百万円)	191	95	63	63
連 結 配 当 性 向 (%)	26.7	21.6	35.7	—

* 当社は、剰余金の配当の決定につきましては、迅速な配当金のお支払を目的に取締役会決議で行うことを定款第39条に定めています。

* 第82期は親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスのため連結配当性向を表示していません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において、生産性の向上、合理化および製品の信頼性向上のための投資を行っており、総額 4 億60百万円の設備投資を実施しました。

(5) 資金調達の様子の状況

当連結会計年度において当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする総額40億円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約（2023年3月28日締結）において、24億50百万円の借入れをしています。

さらに、株式会社三井住友銀行より長期借入金 5 億円、株式会社三菱UFJ銀行より長期借入金 5 億円、株式会社横浜銀行より長期借入金 3 億50百万円、三井住友信託銀行株式会社より長期借入金 1 億円を調達しました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2025年度を最終年度とする新3カ年中期経営計画を策定いたしました。本中期経営計画に掲げた目標を確実に達成することで対処すべき課題を解決し、更なる事業の発展と企業価値の向上を目指して参ります。

① 新3カ年中期経営計画2023—2025

◇事業環境

当社グループを取り巻く事業環境は、中長期の視点では国内外での4Kシステムの需要増加と、放送技術の高度化に伴う設備投資、更には高精細を目指した8Kシステムへの期待、安心・安全の確保によるセキュリティ需要、医療用映像機器の高画質、高精細化需要、品質、安全性の確保による検査工程の自動化要求等が高まっていくことが見込まれます。

◇経営ビジョン

当社グループは、社会における当社グループの存在意義（パーパス）を『「技術」のチカラで、あなたをしあわせに。』と定め、「卓越した技術と匠の技で社会が求める新たな価値を創造し、持続可能な社会インフラ構築の一翼を担い、広く世の中に貢献し、社会から必要とされる企業であり続ける。」ことを目指して参ります。

そして、創業理念「技術の向上、開発へのたゆまざる意欲と不屈の精神を支えとし、使って喜ばれる製品を作り出し、世の中に寄与してゆく。その実現に向け、常に努力し、責任を以て事に当たる社員を育てる。」をベースに、以下の4つの経営ビジョンを基本方針に、2023年5月25日に公表した新3カ年中期経営計画2023—2025の実現へ向けて取り組んで参ります。

- 絶え間ない技術の研鑽に努め、時代を先取りした技術革新に果敢に挑戦し続け、技術優位性の確立により、「Ikegami Way」を追求してゆく
- 「Ikegami Way」の追求により、顧客ニーズを逸早く具現化し、常に顧客満足と社会の信頼と期待に応え、安定した経営基盤の構築を図る
- その対価を、全てのステークホルダーへの確実なる還元と将来への成長投資の原資とすべく好循環サイクルを確立し、進化させ続け、グローバル企業として成長・発展し、グローバルでの社会貢献を目指す
- その実現に携わる全ての人々が生き甲斐と働き甲斐を見出すことのできる企業であり続ける

◇中期経営計画基本方針

- 産業システム事業^(※1)の注力事業領域への拡大戦略と放送システム事業の事業安定化戦略を推進し、更なる売上高の拡大と利益の増出を目指す
 - ※1 MS（メディカルソリューション）事業
 - IS（インスペクションソリューション）事業
 - SS（セキュリティソリューション）事業
- コア技術の進化と深耕、外部リソースの有効活用・アライアンス、更にはM&Aも視野に、既存事業のバリューアップと事業領域の更なる拡大を推進する
- ESG経営の推進により、企業価値の向上と持続的な成長・発展を追求する

◇計数計画（連結）

単位：百万円

	2023年度（第83期）	2024年度（第84期）	2025年度（第85期）
売上高	22,500	23,500	24,500
営業利益	600	800	1,000
売上高営業利益率	2.7%	3.4%	4.1%

◇事業戦略

<基本方針>

3つの「キョウソウカ」強化の推進

- 技術力強化の加速・推進による「競争力」強化
- 働き方改革やビジネス環境変化に伴う新たな顧客ニーズをお客様とともに共有し、その具現化に向けて先進的に取り組むための「共創力」強化
- 外部リソースの有効活用と外部パートナーとの連携（アライアンス）による「協創力」強化

<成長戦略>

- 産業システム事業
- MS（メディカルソリューション事業）
画像処理技術の高度化や差異化機能開発により、医療用カメラの更なる更新需要促進と新たな需要喚起を図る。また、既存の硬性鏡カメラ、顕微鏡カメラ以外の新領域カメラ技術へのチャレンジにより新たな医療分野への参入を推進する。
- IS（インスペクションソリューション事業）
医薬市場のシェア拡大と新分野への挑戦にて産業市場を成長路線に乗せ、事業拡大を目指す。
- SS（セキュリティソリューション事業）
ハイエンド技術市場である「安全保障（防衛・公共）」「安心安全（鉄道・流通）」「環境（プラント）」への注力とOEM展開による安定した売上高規模・利益体質の構築に取り組む。
- 放送システム事業
- IP対応製品の開発を強化するとともに、次世代新技術の習得・活用により高度なトータルシステムソリューションの提案強化に取り組むことで、お客様の更新需要を確実に取り込み、全社の基盤事業として事業の安定化を確立する。
- 海外市場においては、エリアマーケティング戦略を強化・推進し、次世代4Kカメラシステムの販売促進により、シェア拡大と事業の安定化を図る。

◇財務戦略

- 財務体質強化
- 「部材入手難における早期部材発注・計画生産推進」に対応した、円滑な資金調達と資金管理
- DEレシオによる有利子負債残高管理と財務コストの圧縮

- ・利益増出構造の構築
- ・全社大での徹底した変動費の削減
- ・DX推進による業務効率化の推進
- ・安定した株主還元
- ・収益の状況や経営環境に対応した安定配当の継続を基本とし、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案し、配当を行うことを基本とする。

◇非財務戦略

- ・人的資本の強化
- ・中長期的な人員採用戦略/ジョブローテーションによる人財多能化の推進
- ・女性活躍の更なる推進（継続就業支援、役職者への登用）
- ・シニア人財の活用と働きがいのある職場・しくみ（制度）の整備
- ・知的資本の強化
- ・注力事業領域にフォーカスした知的財産戦略の推進
- ・外部技術教育環境の活用と奨励制度によるプロとしての自己研鑽の推進
- ・環境への取り組み
- ・省電力設備への入替による電気使用量の削減と、再生可能エネルギー利用への移行によるCO2排出量削減（scope2）
- ・業務用車両の保有台数削減、およびHV/EV車両への入替（scope1）
- ・開発における環境負荷の軽減対応、開発製品の省電力化、リユースの促進

② 2024年3月期の見通し

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に端を発した半導体を始めとしたサプライチェーンの混乱は仕入れ価格や調達リードタイムに大きな変動をもたらし、市況は未だ不安定な状態が続いておりますが、一部事業領域においては落ち着きを取り戻しつつあります。

また、ロシアのウクライナ侵攻後の資源価格の高騰や、物価上昇によるインフレ局面の進行が世界経済に悪影響を及ぼし、依然として予断を許さない状況です。

しかしながら、こうした状況のなか当社グループは業績の確保に向け、調達先の多様化の一環として各種部材の供給状況、納期変動を迅速に把握できる体制を整え、生産計画への影響を最小限に留めるべく、長納期部材の早期発注、適正なタイミングでの入手に取り組んでおり、徐々に改善の兆しが表れております。

また、生産の平準化による生産効率の追求や販売価格の見直し・改定を進めるなど、不安定な原材料市況に起因する売上原価への影響を極小化するための施策を引き続き推進して参ります。

併せて、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、ウィズコロナ、アフターコロナ下でのニューノーマルへの対応を加速するとともに、新3カ年中期経営計画を確実に実行することで、基盤となる放送システム事業の更なる収益性向上への取り組み強化、セキュリティ事業、メディカル事業、検査装置事業の産業システム事業の成長戦略を加速させ、更なる事業の拡大を目指して参ります。

■2024年3月期（2023年4月～2024年3月）通期連結業績予想

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
百万円 22,500	百万円 600	百万円 500	百万円 400	円 62.52

なお、配当につきましては、期末配当として1株当たり30円(配当性向48.0%)を予想しております。株主の皆さまにおかれましては、宜しくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

区 分	主要製品	
放送システム事業	放送用カメラシステム、放送用モニター、映像制作・送出システム、映像伝送システム、中継車システム他	
産業システム事業	メディカルソリューション事業	医療用カメラシステム、医療用モニター他
	インスペクションソリューション事業	錠剤外観検査装置、X線錠剤内部検査装置、表面検査装置、他各種検査装置
	セキュリティソリューション事業	監視カメラシステム・モニター他

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	事業内容
Ikegami Electronics(U.S.A.),Inc.	千米ドル 48,000	% 100	情報通信機器の販売、サービス
Ikegami Electronics(Europe) GmbH	千ユーロ 9,203	% 100	情報通信機器の販売、サービス
株式会社テクノイケガミ	百万円 100	% 100	情報通信機器のサービス、生産

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な拠点

本社所在地：東京都大田区池上五丁目6番16号

	名称	所在地
国内営業拠点	営業・マーケティング本部	東京都大田区
	大阪支店	大阪府吹田市
	名古屋支店	愛知県名古屋市名東区
	札幌営業所	北海道札幌市中央区
	仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区
	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
海外営業拠点	Ikegami Electronics(U.S.A.),Inc.	アメリカ マウワ
	Ikegami Electronics(Europe)GmbH	ドイツ ノイス
	Ikegami Electronics Asia Pacific Pte.Ltd.	シンガポール タンピネス
生産拠点	システムセンター	神奈川県藤沢市
	プロダクトセンター	栃木県宇都宮市
サービス・生産拠点	株式会社テクノイケガミ	神奈川県川崎市 栃木県宇都宮市（プロダクトセンター内）

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
849 名	22 (減) 名

(注) 上記には臨時従業員は含まれていません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
683 名	21 (減) 名	46.3 歳	21.4 年

(注) 上記には子会社への出向者および臨時従業員は含まれていません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社 三井住友銀行	3,258 百万円
株式会社 三菱UFJ銀行	2,399
株式会社 横浜銀行	1,958
三井住友信託銀行株式会社	250

(注) 株式会社三井住友銀行の借入残高には社債残高128百万円を含んでいます。また、株式会社三菱UFJ銀行の借入残高には社債残高400百万円を含んでいます。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	20,000,000株
発行済株式の総数	7,285,746株
	(うち自己株式887,304株)

(2) 株主数 8,080名

(3) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	513 千株	8.03 %
豊 嶋 利 夫	338	5.29
池 上 通 信 機 従 業 員 持 株 会	194	3.04
池 上 通 信 機 取 引 先 持 株 会	158	2.48
遠 藤 四 郎	150	2.34
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	107	1.68
菅 佐 原 道 夫	90	1.41
島 根 良 明	85	1.33
電 気 興 業 株 式 会 社	70	1.10
富 士 フ ィ ル ム ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	66	1.05

(注) 持株比率は自己株式 (887,304株) を控除して計算しています。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く。)	6,300 株	6 名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
清 森 洋 祐	代表取締役社長	
青 木 隆 明	常務取締役	社長補佐、コーポレート部門統括、DX推進、ESG経営推進担当、常務執行役員経営管理本部長
小 島 睦	常務取締役	社長補佐、技術、知的財産、生産、調達担当、常務執行役員システムセンター長
田 村 公 広	取締役	経営戦略、広報・IR、秘書担当、上席執行役員社長室長兼 経営管理本部長補佐
篠 田 広 司	取締役	営業、CS推進担当、上席執行役員営業本部長
北 田 初 夫	取締役	産業システム事業推進担当、上席執行役員プロダクトセンター長
永 井 研 二	社外取締役	
薄 田 賢 二	社外取締役	
安 田 明 代	社外取締役	寺本法律会計事務所弁護士（パートナー）、中野冷機(株)社外監査役
秋 津 勝 彦	社外取締役	
小 原 信 恒	常勤監査役	
渡 辺 敏 治	社外監査役	
川 口 潮	社外監査役	

- (注) 1. 取締役 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏は、東京証券取引所、有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
3. 監査役 渡辺敏治および川口潮の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

4. 監査役 渡辺敏治および川口潮の両氏は、東京証券取引所、有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
5. 小原信恒氏は長年にわたり当社経理部門で経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当社は執行役員制度を採用しています。2023年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務取締役 常務執行役員	青 木 隆 明	コーポレート部門統括、DX推進、ESG経営推進担当 経営管理本部長
取 締 役 上席執行役員	田 村 公 広	社長室、海外事業統括担当
取 締 役 上席執行役員	篠 田 広 司	営業・マーケティング本部長
取 締 役 上席執行役員	北 田 初 夫	産業システム事業推進、プロダクトセンター担当
執 行 役 員	大 熊 正 好	シニアフェロー統括技師長
執 行 役 員	津 川 真 一	プロダクトセンター長
執 行 役 員	秋 山 正 之	システムセンター長
執 行 役 員	荒 川 潤	社長室長
執 行 役 員	古 川 清	調達センター長
執 行 役 員	山 本 未 恵	経営管理本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役的全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - (a) 当該方針の決定の方法

当該方針は社外取締役、社外監査役を含む全役員による十分な協議を重ね、取締役会の決議により決定したものです。

(b)当該方針の概要

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、取締役としての職務に対する固定的な報酬となる基本報酬と、単年度業績に連動した賞与、3カ年中期経営計画に連動した中長期業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬で構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、取締役としての職務に対する月例の固定的な報酬とし、上場会社の多くが参加する役員報酬に関する調査結果のうち当社と売上高が同規模の会社の平均値をベンチマークし他社水準を認識した上で、役位、職責、業績、従業員給与の水準を考慮し、取締役会で決定するものとする。

(iii) 業績連動報酬（金銭報酬）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、単年度業績に基づき変動する賞与と、3カ年中期経営計画に連動した中長期業績連動報酬とし、取締役の士気、意欲向上を促進する目的で、社外取締役を除く全ての取締役に対して、賞与は毎年一定の時期に、中長期業績連動報酬は3カ年中期経営計画最終年度終了後に支給する。

報酬算定に係る指標は、単年度業績賞与については、全社業績指標と取締役ごとの個人業績指標を設定し、役位ごとに全社業績、個人業績のウエイト配分を設定するものと、中長期業績連動報酬については、3カ年中期経営計画最終年度の連結営業利益とし、それぞれ、目標値に対する達成の状況に応じ支給額を決定するものとする。

なお、単年度業績賞与の支給額算定に係る指標およびウエイトならびに各業績連動報酬の支給額については、社外取締役および社外監査役が協議し、その結果を取締役に答申するプロセスを経た上で、取締役会で決定するものとする。

- (iv) 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

譲渡制限付株式報酬は、社外取締役を除く全ての取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給し、対象取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。

なお、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会での決議により、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権は年額3,000万円以内、発行または処分される当社の普通株式は年10,000株以内、譲渡制限期間は3年間から5年間までの間とされている。具体的な割当株式数および譲渡制限期間については、下表のとおりとする。なお、対象取締役に支給する金銭報酬債権額については、株式割当決議日の前日の東証終値を適用株価として算出する。また、割り当てられた株式は、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理するものとする。

譲渡制限付株式の割当に当たっての詳細については、対象取締役との間で締結する「譲渡制限付株式割当契約書」に基づくものとする。

項 目		内 容				
1	譲渡制限期間	3年				
2	役位ごとの付与株式数	社長	副社長	専務	常務	取締役
		1,600	1,200	1,100	1,000	900
3	付与時の適用株価	株式割当決議日の前日の東証終値				

- (v) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の種類別の報酬割合については、上場会社の多くが参加する役員報酬に関する調査結果のうち当社と売上高が同規模の会社をベンチマークとして、2019年5月9日開催の取締役会で決議された「取締役の新報酬制度」に基づき、取締役ごとに概ね基本報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝5：4：1とする。（業績連動報酬が最大値の場合）。

なお、取締役会は、社外取締役、社外監査役も含めた協議の結果を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- (c) 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役、社外監査役も含めた協議の結果を尊重し、取締役会において決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役会および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において年額3億8,000万円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額3,000万円以内、株式の上限を年10,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第74回定時株主総会において年額6,000万円以内（うち、社外監査役年額1,500万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	168 (21)	156 (21)	7 (-)	4 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	24 (10)	24 (10)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 3. 業績連動報酬は取締役6名に対して計上した役員賞与引当額です。
 4. 譲渡制限付株式報酬は当事業年度に係る費用計上額です。

(5) 業績連動報酬に関する事項

取締役の士気、意欲向上を促進する目的で、社外取締役を除く全ての取締役に対して業績連動報酬として単年度業績に基づき変動する賞与を支給しています。

業績連動報酬賞与額の算定に係る指標につきましては、全社業績指標は連結営業利益額と連結売上高とし、個人業績指標は取締役ごとに設定しております。

当該指標を上記に設定した理由は、事業活動の成果である連結営業利益目標と連結売上高目標を達成するための士気、意欲の向上と、担当する業務に対する責任と成果を明確にするためであります。

業績連動報酬賞与額の算定方法は、全社業績と個人業績のウエイトを役位に応じて設定・配分し、各指標に対する達成率を算定係数に換算し、基本賞与額に乗ずることで支給額の算定を行います。

役 位	達成率別算定換算係数							算定ウエイト		
	連結 営業 利益	70% 未満	70% 以上	90% 以上	100% 以上	130% 以上	150% 以上	全社 業績	個人 業績	合計
	連結 売上高	90% 未満	90% 以上	95% 以上	100% 以上	105% 以上	110% 以上			
代表取締役社長		0	0.5	0.75	1	1.13	1.25	100%	0%	100%
常務取締役		0	0.5	0.75	1	1.13	1.25	65%	35%	100%
取締役		0	0.5	0.75	1	1.13	1.25	50%	50%	100%

なお、各指標に対する達成度の評価と支給額の決定につきましては、社外取締役、社外監査役の同意のもと、取締役会で決定しています。

全社業績指標として設定した連結営業利益の当事業年度での実績は営業損失9億97百万円、連結売上高の当事業年度での実績は221億46百万円でありました。

(6) 非金銭報酬の等の内容

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を高めるため、譲渡制限付株式報酬として自社株式を交付しております。

当該株式報酬の内容については、「(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等① (b) (iv)」の記載のとおりです。また、交付状況については「2. 会社の株式に関する事項」の記載のとおりです。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

社外取締役安田明代氏の兼職先である寺本法律会計事務所、および中野冷機(株)と当社の間、開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活動状況
社外取締役 独立役員	永井 研二	<p>当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、経営者としての豊富な経験に基づきコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め経営全般に対する提言に加え、放送関連技術に関する幅広い知見を活かし技術力強化の取り組みへの助言など、当社のさらなる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。</p> <p>また、社外役員より上申される取締役会議案では、社外役員の代表として社外役員ミーティングでの議論の経緯、ポイントを説明する役割を担うなど、社外役員の相互コミュニケーションを深めるとともに、取締役会の議論の活性化に取り組んでおります。</p>
社外取締役 独立役員	薄田 賢二	<p>当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、機械メーカーの経営者としての豊富な経験をもとにコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社のさらなる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。特に、経営企画に関する幅広い知見を活かし、当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言を行っております。</p> <p>また、社外役員のみで構成する社外役員ミーティングでは、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議において、自身の経験を踏まえた客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役会においても意思決定の適正性を確保するため必要な発言を積極的に行っております。</p>
社外取締役 独立役員	安田 明代	<p>当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地より、特にコンプライアンス遵守やコーポレート・ガバナンスの強化を中心に、当社の企業価値向上へ向けた経営課題について指摘、助言を行っております。</p> <p>また、取締役会はもとより社外役員のみで構成する社外役員ミーティングにおいても、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議に対し、法曹としての視点から客観的かつ的確な指摘や意見を述べるなど、取締役会の議論の活性化に貢献しております。</p>

地 位	氏 名	活動状況
社外取締役 独立役員	秋 津 勝 彦	当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社のさらなる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。特に、経営企画に関する幅広い知見を活かし、当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けて忌憚のない意見を表明するなど、取締役会の議論の活性化に取り組んでおります。 また、社外役員のみで構成する社外役員ミーティングでは、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議において、自身の経験を踏まえた客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役会においても意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。
社外監査役 独立役員	渡 辺 敏 治	当事業年度に開催された13回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された15回の取締役会のうち計14回に出席し、他社での経営者および社外監査役の経験と幅広い知見を活かし、監査役会および取締役会において数々の実務提言を行っております。
社外監査役 独立役員	川 口 潮	当事業年度に開催された13回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された15回の取締役会全てに出席し、他社での経営者ならびに社外監査役としての経験と幅広い知見を活かし、監査役会および取締役会において適切な指摘、提言を行っております。

永井研二、薄田賢二、安田明代、秋津勝彦、渡辺敏治および川口潮の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる属性等を有していない独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たした独立役員です。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	23,972	流動負債	11,609
現金及び預金	4,483	支払手形及び買掛金	2,274
受取手形	111	電子記録債権	2,795
売掛金	8,526	短期借入金	2,550
契約資産	12	1年内返済予定の長期借入金	1,250
電子記録債権	796	1年内償還予定の社債	328
商品及び製品	904	リース債務	140
仕掛品	4,874	未払法人税等	114
原材料及び貯蔵品	4,106	契約負債	979
その他	176	賞与引当金	330
貸倒引当金	△ 20	役員賞与引当金	10
固定資産	4,988	製品保証引当金	115
有形固定資産	4,228	未払の	388
建物	1,537	固定負債	4,640
機械装置及び運搬具	317	社債	200
工具、器具及び備品	166	長期借入金	3,537
土地	1,779	リース債務	286
リース資産	389	長期未払金	139
建設仮勘定	38	繰延税金負債	32
無形固定資産	99	退職給付に係る負債	419
投資その他の資産	661	資産除去債務	25
投資有価証券	364	負債合計	16,250
繰延税金資産	38	純資産の部	
その他	318	株主資本	13,483
貸倒引当金	△ 60	資本金	7,000
資産合計	28,961	資本剰余金	4,465
		利益剰余金	2,927
		自己株式	△ 909
		その他の包括利益累計額	△ 772
		その他有価証券評価差額金	92
		為替換算調整勘定	△ 934
		退職給付に係る調整累計額	69
		純資産合計	12,710
		負債純資産合計	28,961

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	22,146
売上原価	17,702
売上総利益	4,444
販売費及び一般管理費	5,442
営業損	△ 997
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	6
助成金収入	2
為替差益	33
受取口イヤリテイ	3
雑収入	35
営業外費用	
支払利息	60
支払手数料	22
雑損	2
経常損	84
特別利益	△1,000
固定資産売却益	0
特別損	
固定資産除却損	19
和解金	5
税金等調整前当期純損失	24
法人税、住民税及び事業税	71
法人税等調整額	△ 21
当期純損失	△1,074
親会社株主に帰属する当期純損失	△1,074

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高および変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,000	4,467	4,065	△ 915	14,618
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 63		△ 63
親会社株主に帰属する当期純損失			△ 1,074		△ 1,074
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分		△ 2		6	3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 2	△ 1,138	6	△ 1,134
当 期 末 残 高	7,000	4,465	2,927	△ 909	13,483

残高および変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	101	△ 1,095	86	△ 907	13,710
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 63
親会社株主に帰属する当期純損失					△ 1,074
自 己 株 式 の 取 得					△ 0
自 己 株 式 の 処 分					3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 9	160	△ 16	135	135
当 期 変 動 額 合 計	△ 9	160	△ 16	135	△ 999
当 期 末 残 高	92	△ 934	69	△ 772	12,710

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部				負債の部			
科目		金額		科目		金額	
流動資産			21,910	流動負債			11,620
現金及び預金			3,367	支払手形			502
受取手形			97	電子記録債			2,795
電子記録債権			756	短期借入金			1,858
売掛金			8,138	1年内返済予定の長期借入金			2,768
契約資産			12	1年内償還予定の社債			1,250
商品及び製品			550	リース負債			328
仕掛品			4,815	未払費用			139
材料及び貯蔵品			3,870	未払法人税等			314
前払費用			6	契約引当金			80
短期貸付金			43	役員賞与引当金			960
未収入金			150	員外引当金			32
その他の引当金			92	賞与引当金			270
倒引当金			11	保証引当金			7
			△ 2	その他の負債			106
固定資産			6,508	固定負債			4,659
有形固定資産			3,753	社債			200
建物			1,262	長期借入金			3,537
機械装置及び運搬具			317	長期未払債権			286
工具、器具及び備品			140	繰延税金負債			133
土地			1,606	退職給付引当金			40
リース資産			387	退職給付引当金			436
建設仮勘定			38	退職給付引当金			25
無形固定資産			97	負債合計			16,279
ソフトウェア			62	純資産の部			
その他の資産			34	株主資本			12,047
投資その他の資産			2,657	資本			7,000
投資有価証券			349	本剰余金			4,465
関係会社株式			566	資本剰余金			1,347
関係会社出資金			1,685	その他の資本剰余金			3,117
敷金及び保証金			42	利益剰余金			1,492
長期未収入金			46	利益準備金			130
長期前払費用			2	繰越利益剰余金			1,361
その他の引当金			26	自己株式			△ 909
			△ 60	評価・換算差額等			92
資産合計			28,419	その他の有価証券評価差額金			92
				純資産合計			12,140
				負債純資産合計			28,419

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		20,263
売 上 原 価	益		16,773
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	損 失		3,490
営 業 外 収 益	受 取 利 息	1	
営 業 外 損 失	受 取 配 当 金	6	
営 業 外 収 益	為 替 差 益	60	
営 業 外 損 失	関 係 会 社 業 務 支 援 料	28	
営 業 外 収 益	不 動 産 賃 貸 料	28	
営 業 外 損 失	雑 収 入	49	175
営 業 外 収 益	支 払 利 息	58	
営 業 外 損 失	不 動 産 賃 貸 原 価	4	
営 業 外 収 益	支 払 手 数 料	22	
営 業 外 損 失	雑 損 失	3	88
特 別 収 益	経 常 損 失		△ 957
特 別 損 失	固 定 資 産 売 却 益	1	1
特 別 損 失	固 定 資 産 除 却 損 金	19	
特 別 損 失	和 解	5	24
特 別 損 失	税 引 前 当 期 純 損 失		△ 980
特 別 損 失	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27	27
特 別 損 失	当 期 純 損 失		△ 1,008

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高および変動事由	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	7,000	1,347	3,119	4,467	124	2,439	2,564	△ 915	13,116
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					6	△ 70	△ 63		△ 63
当 期 純 損 失						△1,008	△1,008		△1,008
自 己 株 式 の 取 得								△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分			△ 2	△ 2				6	3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 2	△ 2	6	△1,078	△1,072	6	△1,068
当 期 末 残 高	7,000	1,347	3,117	4,465	130	1,361	1,492	△ 909	12,047

残高および変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	101	101	13,217
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△ 63
当 期 純 損 失			△1,008
自 己 株 式 の 取 得			△ 0
自 己 株 式 の 処 分			3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 9	△ 9	△ 9
当 期 変 動 額 合 計	△ 9	△ 9	△1,077
当 期 末 残 高	92	92	12,140

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 外 山 卓 夫
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 早 川 和 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、池上通信機株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、池上通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 外 山 卓 夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 早 川 和 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、池上通信機株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また東光監査法人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

池上通信機株式会社 監査役会

常勤監査役 小原 信恒 ㊞

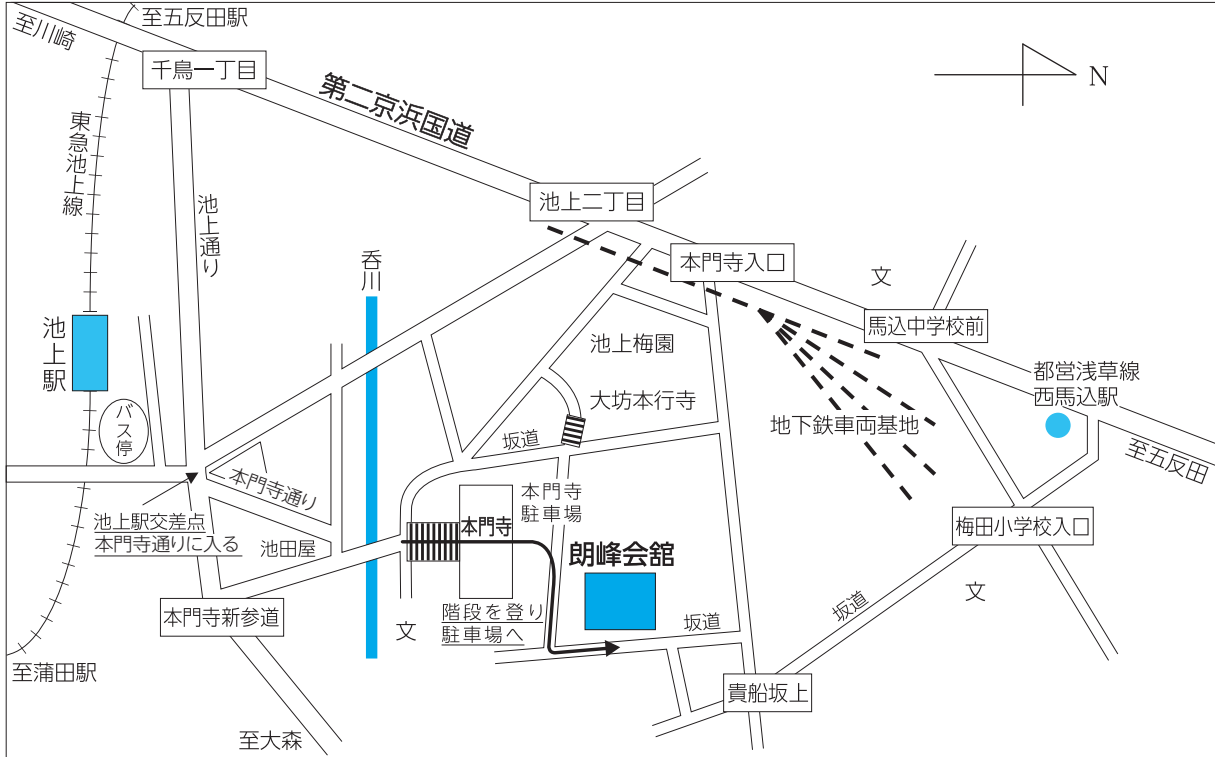
社外監査役 渡辺 敏治 ㊞

社外監査役 川口 潮 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）



- ・東急池上線「池上駅」から徒歩12分
- ・都営地下鉄浅草線「西馬込駅」から徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用
しています。